

千葉市公告第275号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第7項ただし書の規定による許可申請書が提出されたので、同条第15項の規定による公開による意見の聴取を次のとおり開催いたします。

この許可に利害関係を有する者で意見のある場合は、当日出席して意見を述べるか、もしくは書面にて意見を提出してください。

令和2年4月20日

千葉市長 熊谷俊人

1 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 日 時 令和2年5月7日（木）午前10時00分
- (2) 場 所 千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号
稲毛区役所 3階 講堂

2 許可申請に係る建築物の建築の計画

- (1) 申請者 静岡県浜松市南区高塚町300
スズキ株式会社
代表取締役社長 鈴木 俊宏
- (2) 敷地地名地番 千葉市稲毛区園生町449番7、22、23
- (3) 主要用途 自動車修理工場、自動車販売店舗
- (4) 工事種別 新築
- (5) 建築物の構造 鉄骨造
- (6) 階 数 2（地上2階）
- (7) 建築物の高さ 9.8m
- (8) 敷地面積 2,402.73m²
- (9) 延べ面積 899.24m²

3 書面にて意見を提出する場合の提出期限及び送付先

(1) 提出期限 令和2年5月1日（金）必着

(2) 提出方法 「建築基準法にもとづく許可申請に対する意見」と書き、住所、氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付してください。

郵 送：〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階

千葉市役所建築指導課企画管理班

F A X：043-245-5888

電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp

4 備考

新型コロナウイルス感染症の影響で公聴会が延期となる場合があります。